

障 第 1 4 9 4 号
平成 30 年 (2018 年) 8 月 6 日

各市町障害児通所支援事業担当課長 様
放課後等デイサービス事業所 設置者 様

佐賀県健康福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

放課後等デイサービス運用改善に向けた取組について (通知)

本県の障害福祉行政につきましては、日頃から特別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

標記の件について、厚生労働省から別添のとおり事務連絡がありましたので、内容を御了知のうえ、適切な対応をお願いします。

なお、平成 30 年 10 月以降のサービス提供分の報酬区分に係る延べ利用児童数の算定については下記のとおり取り扱います。

記

1 届出が必要な事業所

平成 30 年 7 月 1 日から平成 30 年 9 月末までの利用延べ利用人数により放課後等デイサービスの報酬区分を算定した場合において、**基本報酬の区分に変更がある事業所** (変更がない事業所については提出不要)

2 提出書類

- (1) 様式 2 変更届出書
- (2) 様式 6 障害児入所・通所給付費の算定に係る体制等に関する届出書
- (3) 様式 6 別紙 1 障害児入所・通所給付費の算定に係る体制等状況一覧表
- (4) 放課後等デイサービスの報酬算定区分に関する届出書

3 提出期限

平成 30 年 10 月 19 日 (金)【必着】

4 提出方法 郵送にてご提出ください。

あて先 〒840-8570 (住所記載不要)

佐賀県 障害福祉課 施設担当

5 その他

- ・今回提出いただいた変更届については平成 30 年 10 月サービス提供分 (11 月請求分) から適用されます。
- ・来年度 (平成 31 年度) の報酬区分の決定に関する具体的な運用については今後改めて連絡する予定です。

施設担当 多々良

TEL 0952-25-7064 / FAX 0952-25-7302

E-mail : shougaifukushi@pref.saga.lg.jp